

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八雲町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道八雲町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務を行っている。 ・母子保健法に基づき、各種乳幼児健診等を行っている。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行っている。 ・新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①各種検診実施に伴う、対象者の把握・予約受付・結果データの管理 ②予防接種実施の対象者把握・結果データの管理 ③予防接種実施後の接種記録等の登録、管理、他市町村への接種記録の照会登録 ④予防接種実施後、接種者からの申請に基づいた、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル(①検診情報ファイル ②乳幼児情報ファイル ③予防接種情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表(14、70、111、126の項)・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、26、27、28、29、95、139、153、154の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八雲町(総務課) 北海道二海郡八雲町住初町138番地(電話)0137-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八雲町(保健福祉課)北海道二海郡八雲町栄町13番地1(電話)0137-64-2111
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ・アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。 ・副本登録を自動連携により行う場合は、サーバーにアクセス権限等を付与する。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行う。 ・「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I. 5. ②所属長	保健福祉課長 紺谷 英友	保健福祉課長	事後	
令和2年4月30日	II. 1対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II. 2取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	I. 1. ②事務の概要	・健康増進法によるがん検診及び各種検査等を行っている。	・健康増進法によるがん検診及び各種検査等を行っている。	事後	
令和3年3月5日	I. 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76の項)	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93-2の項)	事後	
令和3年3月5日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(16-2、17、18、19、56-2の項)	番号法第19条第7号 別表第二(16-2、17、18、19、56-2、105-2の項)	事後	
令和3年3月5日	II. 1対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II. 2取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	I. 1. ②事務の概要	・健康増進法によるがん検診及び各種検査等を行っている。	・健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務を行っている。	事後	
令和4年3月9日	I. 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93-2の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93-2の項) ・番号法第19条第8項及び第9項	事後	
令和4年3月9日	II. 1対象人数	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月9日	II. 2取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	I. 1. ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	
令和6年7月24日	I. 3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76、93-2の項) ・番号法第19条第8項及び第9項	・番号法第9条第1項 別表(14、70、111、126の項) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス)	事後	
令和6年7月24日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(16-2、17、18、19、56-2、105-2の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2案の表(25、26、27、28、29、95、139、153、154の項)	事後	
令和6年7月24日	II. 1対象人数	令和4年3月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月24日	II. 2取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	I. 1. ②事務の概要	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務を行っている。	削除	事後	
令和8年2月24日	I. 1. ②事務の概要	①各種検診実施に伴う、対象者の把握・予約受付・結果データの管理 ②予防接種実施の対象者把握・結果データの管理 ③ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ④予防接種実施後の接種記録等の登録、管理、他市町村への接種記録の照会登録 ⑤予防接種実施後、接種者からの申請に基づいた、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	①各種検診実施に伴う、対象者の把握・予約受付・結果データの管理 ②予防接種実施の対象者把握・結果データの管理 ③予防接種実施後の接種記録等の登録、管理、他市町村への接種記録の照会登録	事後	
令和8年2月24日	I. 1. ③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	健康管理システム、中間サーバー	事後	
令和8年2月24日	I. 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表(14、70、111、126の項) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提	・番号法第9条第1項 別表(14、70、111、126の項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和8年2月24日	II. 1対象人数	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	II. 2取扱者数	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	